

### 3. 大学院法学研究科 (専) 総合法制専攻 (法科大学院)

I	法学研究科 (専) 総合法制専攻の教育目的と特徴	3 - 2
II	分析項目ごとの水準の判断	3 - 3
	分析項目 I 教育の実施体制	3 - 3
	分析項目 II 教育内容	3 - 4
	分析項目 III 教育方法	3 - 5
	分析項目 IV 学業の成果	3 - 6
	分析項目 V 進路・就職の状況	3 - 7
III	質の向上度の判断	3 - 9

## I 法学研究科（専）総合法制専攻（法科大学院）の教育目的と特徴

1 法科大学院は、「優れた法曹」を養成することを教育目的として掲げる。

一口に法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士は、それぞれに異なった役割を担っている。そこで、東北大学法科大学院は、このように広範囲にわたる法曹の仕事のうち、とくにどれかを重視してそれに強い法曹を養成するという方針をとるものではなく、むしろ具体的にどの職種についてどのような分野の仕事に従事するかにかかわりなく、以下のような能力と資質を備えている者を 21 世紀の「優れた法曹」と位置づけて教育を行う。

(1) 現行法体系全体の構造を正確に理解する。

(2) 冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する。

(3) 具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する。

(4) 緻密で的確な論理展開をする。

(5) 他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもつ。

(6) 知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している。

2 このような資質と能力を備えた者であれば、優れた法曹として社会に貢献することができるであろう。具体的な職種や仕事の分野そのものは、今後の社会の進展に伴ってさまざまな形でその需要・必要性を変化させていくことが予想されるが、このような 21 世紀の「優れた法曹」であれば、時代の新しい変化に対応しつつ、法曹としての活躍が期待できるものと考えられる【別添資料 1：東北大学法科大学院の目的と特色】。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

**観点 基本的組織の編成**

(観点到に係る状況) 平成 19 年 5 月 1 日現在の教員 54 名の内訳は、専任教員 27 名(みなし専任教員 3 名を含む)、兼任教員 8 名、兼任教員(外部非常勤講師) 18 名である。法律基本科目専任教員数、科目群ごとの専任教員数は、別表のとおりである。専門職大学院としての教育を担うに相応しい資質を備えた教員を十分に配置している。

別表：科目別専任教員数一覧

科目	法律基本科目							法律実務基礎科目	基礎法・隣接科目	展開・先端科目	計
	憲法	行政法	民法	商法	民訴	刑法	刑訴				
教授	2	1	6	1	1	1	0	9	4	14	39
准教授	0	0	1	1	1	1	1	1	3	3	12
講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	1	7	2	2	2	1	10	7	17	51

注：法律基本科目の担当教員が、法律実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目を担当することがあるため、合計教員数は延べ人数となり、専任教員数の実数とは一致しない。

**観点 実務家教員の配置**

(観点到に係る状況) 法科大学院の特徴として、実務家教員を多数配置することで、理論と実務の架橋を目指す教育体制を整えている点に存する。実務家教員は、他の法科大学院に比較しても、充実していると自負するところが大きく、専任教員 7 名(派遣裁判官 1 名、派遣検察官 1 名を含む)に加え、兼任教員においても多数の法曹実務経験者(派遣裁判官 1 名、派遣検察官 1 名を含む)を擁している。

別表：教員分類内訳

	教授	准教授	講師	計	法曹実務経験者
専任教員	10	8	0	18	0
専任ではあるが他専攻の専任教員	2	0	0	2	0
実務家・専任教員	4	0	0	4	3
実務家・みなし専任教員	3	0	0	3	3
兼任教員(他専攻の教員)	4	4	1	9	
兼任教員(他大学等の教員等)	0	0	18	18*	

\*派遣裁判官 1 名、派遣検察官 1 名、その他法曹実務経験者 9 名を含む。

**観点 女性教員比率の向上**

(観点到に係る状況) 法学研究科全体として、21 世紀 COE「男女共同参画社会の法と政策」を推進する傍ら、法学教育における男女共同参画の実践を行っている。そのなかで、法科大学院の専任教員に占める女性教員の割合は 27 名中 7 名で 26%、兼任教員を加えると 36 名中 10 名で 28%となっており、大学全体の平均値 12% (平成 18 年度、助手を除く) を大きく上回っている。

**観点 教育内容，教育方法の改善に向けて取り組む体制**

（観点に係る状況）法科大学院では，開設当初の平成16年度より，学生による授業アンケートを，毎セメスター，すべての授業科目で実施している。アンケートの結果については，各教員の授業内容の向上に役立つよう，直接個々の教員に示している。また，集計結果の全体平均を算出し，個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって，改善点を見出すことができるように配慮している。

さらに，法科大学院ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会が，平成17年度に教員授業参観制度を設け，各教員の相互評価を通じて，自己の担当する授業の質的向上を図っている。平成18年度は前・後期各一回の計二回にわたりこれを実施した【別添資料2：法科大学院FD・教員授業参観制度 実施要領】。

法科大学院では，評価結果に基づき教育の質の向上，改善に結びつけるため，カリキュラム等委員会，入試委員会，評価委員会，広報委員会を設置している【別添資料3：諸委員会等構成・分担】。

**観点 外部評価の実施**

（観点に係る状況）法科大学院は，第三者機関による評価を受けるために，大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）を，平成18年度受審し，2点の改善点を除き優れた評価を得た【別添資料4：認証評価（予備評価）結果 p.1】。この改善点につき，平成20年度，本評価を受ける予定である。さらに学外有識者からの評価を自己点検・評価に反映させるために，平成19年11月5日に，外部評価を実施することを予定している【別添資料5：外部評価（第三者評価）実施概要】。

**（2）分析項目の水準及びその判断理由**

（水準）期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）教員の配置を総合してみると，科目群間のバランス，年齢構成，授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても，均衡の取れたものであり，教育上必要な教員が置かれているといえる。とりわけ，裁判所・検察庁からの派遣教員各2名をはじめとして，実務経験の豊富な専任および兼任教員を多数擁し，理論と実務の架橋という教育理念に込めている。教育内容，教育方法の改善に向けて，学生による評価，教員相互による評価，第三者による評価がそれぞれ反映される制度が整えられ，かつすでに実施されており，さらにこれを実施するための教務の組織化が行われている。

**分析項目Ⅱ 教育内容****（1）観点ごとの分析****観点 教育課程の編成**

（観点に係る状況）法科大学院は，優れた法曹の養成を目的とした独自のカリキュラムを組んでいる。すなわち，2年または3年間で，現行法体系全体の構造を正確に理解する能力，具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力，緻密で的確な論理展開能力，他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた“優れた法曹”を養成するために，法曹教育に必要な広範な分野を体系的に編成した内容となっている。

課程修了要件は，第1年次科目30単位，基幹科目28単位，実務基礎科目のうち必修科目8単位及び選択必修科目2単位以上，基礎法・隣接科目4単位以上，展開・先端科目24単位以上の修得及び96単位以上の修得である。

**観点 科目横断的授業構成，理論と実務の架橋**

法科大学院では，法学未修者に対して第1年次科目（公法（憲法，行政法），民法，刑法，商法，民事訴訟法，刑事訴訟法）を開講して，1年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えることを目的とした教育を行う。

次に，2年次には従来の六法の縦割り授業から脱却した視点をもつ基幹科目として民法，商法，民事訴訟法を融合した実務民事法，刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法，憲法及び行政法を融合した実務公法を開講している。すなわち，伝統的な学問分野・専門科

目に細分化せず，民事法・刑事法・公法という大きくくりの枠組のなかで，複数の教員（研究者及び実務家）が共同担当し，裁判実務・会社法務等を常に念頭に置きつつ，実務的及び理論的観点から総合的に学ぶことを通じて，法曹としての基本的な能力を涵養することとしている【別添資料6：東北大学法科大学院教育のプロセス】。

**観点 学生や社会からの要請への対応**

（観点に係る状況） 分析項目Ⅰで述べたように，法科大学院においては，学生アンケート，目安箱の設置，教員授業参観制度，大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価，学外有識者による外部評価をすでに実施している。さらにまた，法科大学院の教育を広く社会に広報するために，オープン・キャンパスおよび東京ミニ・オープン・キャンパスを各年1回実施している【別添資料7：平成18年度東北大学法科大学院オープン・キャンパス】。

**(2)分析項目の水準及びその判断理由**

（水準） 期待される水準を大きく上回る。  
 （判断理由） “優れた法曹”を養成するという教育目的に向けて的確な教育課程が編成されている。とりわけ2・3年次に，法律基本科目と実務基礎科目が配され，理論と実務の架橋が教育課程に反映されており，さらに，展開・先端科目により社会の高度化に対応した教育課程となっている。

**分析項目Ⅲ 教育方法**

**(1)観点ごとの分析**

**観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫**

（観点に係る状況） 本法科大学院では，講義形態の授業が大半であり，それに加え演習が開講されている。とりわけ1年次配当科目および基幹科目をはじめとする必修科目についてはクラス分けを行い，1クラス50名を標準に教育を行っている。これらの授業科目を含めすべての科目において，優れた法曹の養成という目的を達成するため，対話型双方向の授業形態（ソクラテス・メソッド）がとられている。とりわけ第2年次の基幹科目は，法学についての実務的スキルを養成するため，討論に重点をおいた授業となっている。さらに，教育課程全体を通じて，研究者教員と実務家教員による授業の有機的連携が図られている。

**観点 主体的な学習を促す取組**

（観点に係る状況） 入学段階から教育課程の履修に専念できるよう総合履修指導（オリエンテーション）を実施している。常時，教員と学生とのコミュニケーションを図るため，オフィス・アワー制度を設けている【別添資料8：オフィス・アワー制度利用状況】。

**観点 自習室と法律専門インターネット情報網の活用**

（観点に係る状況） 片平キャンパスの中に，24時間利用のできる自習室を設け，各自に指定席を割り当てている。自習室ではインターネット環境を整え，無線LANによるインターネット・アクセスを確保した。  
 授業外の時間においても学生と教員の双方向のコミュニケーションを可能にし，指導・教育支援の質を高めるために，インターネットを介した“法律学教育研究支援システム(TKC)”を導入している。全学生にTKCのIDを割り当てることで，学生が自習する際，判例等のデータ・ベースに24時間アクセスできる体制を整えている。双方向授業を効率よく実施するためには，学生の事前の十分な予習が必要となるため，毎回の授業ごとに，TKCを通じて，予習の課題を明確に示すなどの工夫がなされている。教材については，市販のロースクール教材をはじめ，各授業の教員において適切な判例・文献を取捨選択しながら，十分な予習と授業後の復習に必要な資料を作成して授業を行っている【別添資料9：東北大学法科大学院教育研究支援システム(TKC)】。

**観点 個別指導**

（観点に係る状況） 法科大学院では，L1年生（法学未修者）については，法律学の基礎知識を短期間で修得する必要がある一方で，司法試験を控えたL3年生は，具体的法律事件

に対する法的判断を起案できなければならず、いずれも個別指導を体系的に行う必要がある。このような要請にこたえるために、L1年生とL3年生を対象にサポート・アワーを設け、公法、民事法、刑事法の司法試験必須3科目につき、論文添削などの個別指導を行っている【別添資料10：サポート・アワー希望者募集掲示】。

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由) 授業形態としては、固定クラス、固定席による少人数教育が実現され、高度な専門職業人の教育に相応しい密度の高い教育がなされている。さらに指導方法として、教員と学生の質疑応答からなる双方向型授業が講義形式の授業にも導入され、学生の自発的学習が授業の中においても促進されている。

授業外の学生の主体的学習を促進するためにオフィス・アワー制度、TKCを利用した質問の受付といった複数のチャンネルを用意している。またTKCを利用した予習・復習指示、過去問の提供、データ・ベースの利用、電子教材の提供など、自習のための補助手段を制度的に整備している。さらには、サポート・アワーの実施により学生一人ひとりの課題に応える個別指導体制を整えている。

## 分析項目Ⅳ 学業の成果

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点到係る状況) 法科大学院では、年次ごとに身につけるべき学力、資質・能力の程度を明示し、要求される水準に到達した者だけを進級させる制度(進級制)を採用しており、2年次に進級するためには、原則として第1年次科目30単位を修得しなければならない、また、3年次に進級するためには、基幹科目28単位を修得しなければならない(東北大学法科大学院規程9条、10条)。

学生の進級状況及び各授業科目の試験結果は、教育の成果や効果の指標となる。昨年度の学生の単位取得状況及び進級状況等は別添資料のとおりである。

#### 観点 原級留置の処置

(観点到係る状況) 法科大学院は、進級制を採用する結果、高度な専門職業たる法曹に必要な能力と資質を各年次で修得できなかった学生は、原級留置となる。原級留置者については、以下のように対応している。第1年次の原級留置者については、単位未修得の必修授業科目を再履修させ、かつ、すでに履修済みの授業科目への出席も認めている。第2年次の原級留置者については、単位未修得の必修授業科目を再履修させ、かつ、2年次・3年次配当科目の履修を認めている。

#### 観点 成績評価基準の共通化と公表

(観点到係る状況) 法科大学院では、次のような成績評価の客観的基準を、学生および全教員に公表し周知している。

「(1)成績は、中間および期末の試験(レポート試験も含む)、授業への出席状況、授業での発言内容、課題の成績を総合評価して、これを定める。(2)筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。事実認識能力、鋭い問題意識と問題分析解決能力、主要な判例・学説の知識(基礎的・専門的法知識)、論理的一貫性(法的分析による推論)、批判的検討能力と発想の柔軟性、文章構成能力(法的な議論を説得的に表現する能力)。(3)成績は、以下の基準による。AA…90~100点：若干名。A…80~89点：20%を上限とする。B…70~79点：40%を標準とする(±20%)。C…60~69点：40%を標準とする(±20%)。D…59点以下：不合格。ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱を認めるべき授業科目は、この限りでない。」

さらに、定期試験、中間試験・小テスト、平常点など、成績評価の要素とその考慮割合については、各科目でシラバスに明記されている。

**観点 定期試験の一般・個別講評**

(観点に係る状況) 定期試験の実施が適切になされ成績評価が恣意的なものとならないよう、法科大学院では、主に法律基本科目を中心として、各担当教員の判断にもとづき、定期試験の実施後、試験問題の趣旨および一般的な採点基準に関する講評、ないし、学生の答案に対する個別講評を行っている。

**観点 成績評価不服申立て制度**

(観点に係る状況) 成績評価が D (不合格) であった学生は、当該科目が再試験を行わなかった場合、成績評価について不服のある場合には、所定の期限、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、不服申立てを行うことができる。不服申立てがあった場合、成績評価審査委員 2 名により、担当教員に対する審尋、試験に関する採点基準および講評などにもとづき、担当教員の裁量権の逸脱・濫用がなかったか判断される。最終的に、成績評価について「合格」を与えるべきであるか否かの結論について、カリキュラム等委員長は、当該学生に対して、審査結果を通知する。

このほか、「不合格」評価を受けた学生は、当該科目が再試験を行わなかった場合、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、成績評価について、担当教員による説明を、請求することができる【別添資料 11:「成績評価不服申立て制度」について】。

**観点 学業の成果に関する学生の評価**

(観点に係る状況) 平成 18 年度に実施した授業評価アンケートの結果は、資料のとおりである。その結果としては、アンケートの各項目に関して、肯定的な回答が多い。法科大学院の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか否かを示す項目として、「平成 18 (2006) 年度前後期授業評価アンケート集計結果について」において、「この授業の内容を理解できましたか。」及び「講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。」につき、「よく理解できた/ある程度理解できた」「完全に達成できた/ある程度達成できた」の合計がいずれも 70%を超えている。

**(2) 分析項目の水準及びその判断理由**

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由) 従来 of 高等教育にみられない厳格な進級制を採ることにより、高度な専門職業人たる法曹に必要なとされる能力と資質の確保を担保している。このために、成績評価基準の客観化と公表、および定期試験の一般・個別講評の実施、成績評価不服申立て制度の設置により、安易な成績評価による進級制の空洞化を阻止し、個々の科目の成績評価を実効的なものとするために、検証可能な体制を整えている。

**分析項目 V 進路・就職の状況****(1) 観点ごとの分析****観点 卒業(修了)後の進路の状況**

(観点に係る状況) 法科大学院は平成 18 年 3 月に第 1 期修了生を輩出したにとどまり、進路状況を分析する十分なデータが蓄積されていない。

法科大学院第 1 期修了生 43 名のうち、平成 18 年度新司法試験に出願した者 43 名、実際に受験した者 42 名、最終合格した者 20 名であった。

新司法試験は、法科大学院修了後 5 年以内に 3 回受験することが可能であることから(司法試験法第 4 条第 1 項)、合格しなかった者は、平成 19 年度以降に再度出願するものと考えられる【別添資料 12:平成 18 年新司法試験法科大学院別合格者数等】。

**観点 関係者からの評価**

(観点に係る状況) 単純な合格率でいうならば、東北大学法科大学院は全国で 26 位の成績である(出願者を母数とする場合:46.5%(全国平均 47.5%),受験者を母数とする場合:47.5%(全国平均 48.3%))。ただし、論文式試験の採点を受けた者を母数とする場合は 60.6%であり、全国平均をわずかながら上回っている。

**(2)分析項目の水準及びその判断理由**

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 上記統計資料により、全国平均値と同程度の水準にあるが、今後平均値を上回るよう向上することが期待される。



### Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「実務家教員の配置」(分析項目Ⅰ)

法曹教育に相応しい実務家の専任教員7名，兼任教員9名を擁している。

②事例2「女性教員比率の向上」(分析項目Ⅰ)

専任教員中27%，兼任教員を加えて28%の女性教員比率を擁し，本学平均の12%を大きく上回っている。

③事例3「学生授業アンケート実施」(分析項目Ⅰ)

評価委員会が学生の授業評価に関するアンケートを実施し，担当教員及び法科大学院運営委員会に報告するとともに，学生にもこれを公表した。

④事例7「理論と実務の架橋」(分析項目Ⅱ)

法律基本科目，実務基礎科目の双方において，研究者教員と実務家教員が共同で科目を担当するなど，理論と実務の架橋を計っている。

⑤事例8「オープン・キャンパスの実施」(分析項目Ⅱ)

受験生や社会に広く法科大学院の教育を公開するために，法科大学院独自でオープン・キャンパス（片平キャンパス，東京会場）を実施している。

⑥事例11「自習室におけるインターネット・データベースの活用」(分析項目Ⅲ)

学生各自に24時間対応の自習室の座席が割り当てられ，インターネットを介したデータベースを利用して自習できる体制が整えられている。

⑦事例12「個別指導（サポートアワー）の実施」(分析項目Ⅲ)

第1年次生にはサポートアワー1を，第3年次生にはサポートアワー3を提供し，文章作成能力などを高める支援を行っている。

⑧事例16「成績評価不服申立て制度」(分析項目Ⅳ)

不合格の成績評価を受けた学生につき，再審査ならびに説明を求める不服申立て制度を実施した。